医師の退職・異動 業務引き継ぎチェックリスト

対象：退職・退局・異動で担当業務を引き継ぐ医師

発行元：株式会社Neco（Neco Journal） ／ 管理責任者：株式会社Neco（代表取締役） ／ 版1.1 ／ 最終更新日：2026年11月21日

担当している業務ごとに、引き継ぎ先（役割）と期限を決めて進めるための表です。患者さんの氏名・ID・病名・診療内容は書かないでください。患者さんごとの引き継ぎは、電子カルテなど所属先で認められた方法で行います。

最終出勤日		**退職日**	
退職の申し出先（役割）		**申し出た日**	

済	区分	確認すること	引き継ぎ先・提出先の例	引き継ぎ先（記入）	期限
退職の手続き					
☐	退職の手続き	就業規則・労働条件通知書で、退職の申し出先と期限を確かめる（期間の定めの有無も）	人事		
☐	退職の手続き	退職願・退職届の所定の様式があるかを確かめる（院内の様式を優先）	人事		
☐	退職の手続き	雇用主（人事）と、医局・診療科の責任者に伝える順番と日を決める	診療科の責任者・医局		
☐	退職の手続き	年次有給休暇の残りの日数と、最終出勤日・退職日を相談する	人事・診療科の責任者		
☐	退職の手続き	賞与の支給の条件（支給日に在籍していることなど）と退職金の規程を確かめてから、退職日を決める	人事		
外来					
☐	外来	定期外来の後任・代診を決める	外来の責任者		
☐	外来	予約のある患者さんへの案内の方法を決める（院内の決まりに従う）	外来の責任者・医事課		
☐	外来	継続処方・定期検査の予定を、電子カルテ上で後任に引き継ぐ	後任の医師		
☐	外来	紹介状・診断書・意見書など、作成が残っている書類を片づける	医事課・後任の医師		
病棟					
☐	病棟	受持ちの患者さんの引き継ぎ日と、後任の担当医を決める（院内の方法で）	診療科の責任者・病棟		
☐	病棟	退院の調整や家族との面談の予定を、後任と共有する	病棟・退院支援の担当		
☐	病棟	休日・夜間の一次対応の担当を切り替える	診療科の責任者		
検査・結果					
☐	検査・結果	自分が依頼した検査で、退職後に出る結果を誰が確認するかを決める	後任の医師・診療科		
☐	検査・結果	病理・画像の未確認のレポートを確認し、残りの担当を決める	後任の医師		

済	区分	確認すること	引き継ぎ先・提出先の例	引き継ぎ先（記入）	期限
当直・オンコール					
☐	当直・オンコール	最終出勤日より後の当直・日直から外れ、交代の担当を決める	当直表の管理者		
☐	当直・オンコール	オンコールの当番表と連絡先を直してもらう	当番表の管理者		
外勤・兼業					
☐	外勤・兼業	定期の非常勤先に、終了・変更を連絡する（各勤務先の決まりの期限）	外勤先の担当者		
☐	外勤・兼業	兼業の届出・許可を終える手続きをする	本務先の人事		
研究・教育					
☐	研究・教育	指導している研修医・専攻医・学生の担当を交代する	教育の責任者		
☐	研究・教育	共同研究・倫理審査の研究責任者・分担者を変更する手続きをする	研究の事務局		
☐	研究・教育	院内の委員会・学会の役割を引き継ぐ	委員会の事務局		
事務・システム					
☐	事務・システム	電子カルテ・院内システムのIDを止める日を確かめ、署名待ちの文書を処理する	情報システムの担当		
☐	事務・システム	職員証・PHS・鍵・白衣など、貸与品を返す	人事・総務		
☐	事務・システム	業務のメール・ファイルを整理する。患者さんの情報を院外に持ち出さない	情報システムの担当		
退職日の前後					
☐	退職日の前後	必要なら退職証明書を請求する（使用期間・業務の種類・地位・賃金・退職の事由）	人事		
☐	退職日の前後	源泉徴収票・雇用保険の書類・健康保険の資格の喪失に関する書類を受け取る	人事		
☐	退職日の前後	麻薬施用者免許の業務廃止届、または記載事項変更届（元の都道府県の外勤先などで施用を続けるなら廃止届ではなく変更届。どちらも15日以内）	免許を受けた都道府県		
☐	退職日の前後	保険医の管轄変更届（当てはまる人・異動から10日以内）	登録している地方厚生（支）局		

ご利用にあたって

- 患者さんごとの引き継ぎ（病状・方針・予定）は、この表ではなく、電子カルテなど所属先で認められた方法で行ってください。
- 退職の時期と申し出の期限は、雇用契約・就業規則によって異なります。期間の定めのない雇用は申し入れから2週間で終わるのが民法の原則（第627条）、有期の雇用は期間の途中の退職に「やむを得ない事由」が要るのが原則（第628条）です。
- 退職証明書は労働基準法第22条、金品の返還は同法第23条で定められています（2026年11月18日に条文を確認）。
- 自治体が直接運営する公立病院の医師（地方公務員）は、退職の手続きが自治体の条例・規則などで決まります。勤務先の人事担当に確かめてください。
- 株式会社Necoが作成した確認用の資料で、法令で定められた様式ではありません。社会保険労務士・弁護士による監修は受けていません。
- 患者さんの氏名・ID・病名・診療内容や、勤務先の内部資料は書き込まないでください。このファイルに入力した内容がNecoに送られることはありません。